

岩手県告示第121号

公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第45条の規定により、令和4年度後期における各実施機関の行政文書等及び法人文書の管理の状況並びに歴史公文書の保存及び利用の状況の概要を次のとおり公表する。

令和6年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 実施機関別のファイル等及び法人文書ファイル等の作成数

実施機関の区分	保存期間別の作成数						計
	1年	3年	5年	10年	30年	その他	
知事	8,246	16,436	42,928	7,587	4,999	1,106	81,302
議会	31	68	268	46	54	1	468
教育委員会	3,729	5,463	16,757	1,528	1,091	429	28,997
公安委員会	1	0	1	0	0	0	2
警察本部長	436	190	151	23	12	99	911
選挙管理委員会	1	21	97	3	22	1	145
監査委員	29	44	116	29	16	0	234
人事委員会	48	121	169	33	113	0	484
労働委員会	22	31	43	1	11	1	109
収用委員会	3	0	3	2	9	0	17
海区漁業調整委員会	10	73	14	13	25	0	135
内水面漁場管理委員会	0	13	10	8	10	0	41
医療局長	518	1,839	7,997	593	413	85	11,445
企業局長	329	340	542	247	668	19	2,145
公立大学法人岩手県立大学	102	144	578	114	148	151	1,237
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	77	188	260	35	0	44	604
岩手県土地開発公社	0	17	29	45	3	0	94
計	13,582	24,988	69,963	10,307	7,594	1,936	128,370

備考1 「ファイル等」とは、条例第5条第5項に規定するファイル等をいう。以下同じ。

2 「法人文書ファイル等」とは、条例第11条第2項に規定する法人文書ファイル等をいう。以下同じ。

3 保存期間が1年未満のものを除いていること。

2 実施機関別の保存期間が満了したファイル等及び法人文書ファイル等の措置の状況

該当なし

3 ファイル等及び法人文書ファイル等の紛失及び誤廃棄の件数

該当なし

4 実施機関別の歴史公文書の廃棄数及び年度末の保有数

実施機関の区分	廃棄数	年度末の保有数
知事	0	29,958
議会	0	0
教育委員会	0	0
公安委員会	0	0
警察本部長	0	0

選挙管理委員会	0	0
監査委員	0	0
人事委員会	0	0
労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
医療局長	0	0
企業局長	0	0
公立大学法人岩手県立大学	0	0
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	0	0
岩手県土地開発公社	0	0
計	0	29,958

5 実施機関別の歴史公文書の利用請求の件数

実施機関の区分	件数
知事	15
議会	0
教育委員会	0
公安委員会	0
警察本部長	0
選挙管理委員会	0
監査委員	0
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
医療局長	0
企業局長	0
公立大学法人岩手県立大学	0
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	0
岩手県土地開発公社	0
計	15

6 歴史公文書の利用請求に対する処理の状況

利用請求の件数		計	処理の状況				
前年度からの 繰越件数	当該年度中の 請求件数		全部利用	一部利用	利用制限	取下げ	処理中
0	15						

備考 「利用制限」とは、条例第18条第2項の規定により利用請求に係る歴史公文書の全部を利用させないことをいう。

7 実施機関の決定に対する審査請求の件数及び処理の状況並びにその概要

該当なし

8 訴訟の状況

該当なし

9 公文書の管理に関する研修の実施状況

実施機関	概要	実施回数	受講者数
知事	新採用職員研修（10月期）（文書の取扱い）	3	201

備考 実施機関が知事である研修の受講者数には、他の実施機関の職員を含むこと。